

序文

安江則子

2012年12月、EU に対してノーベル平和賞が授与された。それは、危機にあったユーロ圏経済の再建への後押しとも言われるが、それだけではない。第二次世界大戦後、荒廃した西欧諸国に平和と繁栄をもたらし、また冷戦終結後は、旧共産圏の東中欧諸国の EU 加盟プロセスにおいて、人権・民主主義・法の支配、そして少数民族保護などを条件とすることで、地域を安定と発展に導いたことが評価されたのである。

1950年代に6カ国で統合を開始した EU は、2013年7月には加盟国を28カ国へと拡大して、人口5億人以上、世界の GDP の約25%を占めるに至る。EU は、様々な場面で政治的・経済的な主体として、グローバルな政策課題をめぐる議論に参加し、その秩序形成に貢献するようになった。EU は、アメリカや日本など、自由主義経済や人権・民主主義といった価値を共有する国々と協調しながらも、具体的場面においては、時に異なったオルタナティブを示すことで、グローバル・アクターとしての存在感を高めてきた。パレスチナ和平やテロ対策などにおいて、また環境や持続可能な開発といった問題において、アメリカと一線を画する姿勢をとっている。アメリカが軍神を象徴する「火星」に喩えられるのに対し、欧州は美と調和の女神「金星」に喩えられている。

2003年に開始されたイラク戦争において EU 加盟国が一致した対応をできなかったことを踏まえて、EU 外交の一体性や独自性を示そうとする動きが強まった。EU が、「規範的パワー」としての自己規定を試みたのもこの時期である。たしかに EU や加盟国の政治的・経済的利害が背後にあるにしても、対外的に行動する場面では、EU の目的や価値、行動原則に照らし、理念的・規範的な言説の形をとってその主張が表現されることが多い。

2009年に発効したリスボン条約により新たに設けられた EU 条約21条1項は、「EU の行動は、EU 自らの創設、発展、そして拡大を支えてきた諸原則に導かれ、より広い世界においてそれらを前進させることを目指す」と規定する。その諸原則とは、「民主主義、法の支配、人権と基本的自由の普遍性および不可分性、人間の尊厳の尊重、平等および連帯の原則、さらに国連憲章および国際法の諸原則の尊重」である。EU は、従来から加盟条件や途上国支援において相手国に求めてきた基本原則を、広く対外政策に関わるすべての局面で一貫して追求していく姿勢を明確にしている。

EU において対外政策とは、外交安保政策だけではなく、開発援助政策、通商政策および持続可能性に関する政策、またその特殊な形として拡大政策や近隣諸国政策なども含まれる。それ以外にも、通商・環境・農業など複数の政策領域に関連する GMO 問題や、刑事司法協力など、EU の政策がグローバルな秩序形成と関わる場面が観察される。

また EU 条約21条2項は、EU が「国際関係のすべての領域において高い次元の協力に向けて行動する」とし、域内の安定と発展を目標とするにとどまらず、国際社会全体のために自らの能力と資源を提供することを対外政策の指針としている。「より強固な多国間協力とよいグローバル・ガバナンスに基づく国際体制の推進」を謳っている。

ところがユーロ危機は、ヨーロッパ的価値やその規範的側面を前面に出した外交をめざす EU にとって負のイメージをもたらした。地域の安定と繁栄の象徴だった EU が、一転して国際経済の不安定要素をもたらし、先進国の不況を長期化させる一因となった。また、ギリシャの債務隠しに端を発した一連の問題への対応のプロセスでは、独仏枢軸の不一致や EU 加盟国の国民間に連帯意識が低いことが露呈した。EU としての一体性強化への期待に反して、欧州統合の歴史にとっても最も深刻な局面となったと言える。結局、EU は関係国への段階的な支援措置に加えて、「財政条約」という新たな法的・制度的措置を講じ、EU による加盟国の財政問題への関与を強化して再発を防ぐことによって、この問題を克服し国際的な信用を取り戻そうと試みた。深刻な通貨危機を契機に、統合をさらなる段階へと進めるという EU ならではの解決手法と言える。

本書は、EU による対外政策や、対外的に影響をもつ分野の政策展開を、ヨーロッパ的価値やその規範的側面に注目する欧州と日本の双方の研究者によって検証することを試みている。グローバルな秩序形成とかわる各々の政策分野において、EU の重視するヨーロッパ的価値やその規範的側面がどのように提示されてきたのか、その軌跡と到達点を確認し、そうした規範的な言説がどこまで説得力をもちえるのか探ることにしたい。